独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社東京エネシス		コード	1945
提出日	2020/6/11	異動（予定）日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるため。			
◘ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	田中　　等	社外取締役	○													○		有
2	杉町　　真	社外取締役	○										△				新任	有
3	二宮　照興	社外監査役	○													○		有
4	森　　秀文	社外監査役	○													○	新任	有
5	稲垣　宜昭	社外監査役								△		△					新任	

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		田中等氏は、人格、識見、能力ともにすぐれており、弁護士としての専門的な知識と経験が豊富であることから、当社経営の監督、指導に適任であり、また、同氏の属性等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	杉町真氏は、2016年6月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。なお、直前事業年度の同社との取引額は連結売上高の1%未満であります。	杉町真氏は、人格、識見、能力ともにすぐれており、損害保険会社の役員としての知識と経験が豊富であることから、当社経営の監督、指導に適任であり、また、同氏の属性等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
3		二宮照興氏は、人格、識見、能力ともにすぐれており、弁護士としての専門的な知識と経験が豊富であることから、当社経営の監視、監査に適任であり、また、同氏の属性等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
4		森秀文氏は、人格、識見、能力ともにすぐれており、行政機関の要職を歴任され、現在は税理士として活躍されております。税務、財務及び会計に関し経験が豊富であることから、当社経営の監視、監査に適任であり、また、同氏の属性等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
5	稲垣宜昭氏は、2014年1月まで当社の主要な取引先であり、かつ、主要株主（議決権比率26.5%）でもある東京電力ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。なお、直前事業年度の同社並びに同社の完全子会社である東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社との取引額は連結売上高の24.7%であります。	

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。